

三重県建設工事発注標準策定要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県が発注する建設工事の適正な施行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づき、競争入札に係る発注標準の策定について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 発注標準を策定する工事種別は次の各号に掲げる建設工事とし、その対象者は入札参加資格者（三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条の規定により、入札参加資格者名簿に登録された者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) ほ装工事
- (6) 造園工事

(発注区分)

第3条 発注区分は、設計金額に応じ建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値（P）（以下、「経営事項評価点数」という。）に技術等評価点数（工事成績、資格（指名）停止、環境マネジメントシステム導入、品質管理マネジメントシステム導入及び契約後VE制度提案採用件数による点数）を加算又は減算した総合点と技術者数等により行うものとする。

- (1) 土木一式工事及び建築一式工事は、3段階に区分する。
- (2) 電気工事、管工事、ほ装工事及び造園工事は、2段階に区分する。
- 2 前項の経営事項評価点数の対象は、発注標準策定の前々年10月1日から前年9月30日までの基準日を適用する。
- 3 第1項の区分に対応する設計金額及び格付け基準は、三重県公共事業総合推進本部で決定する。
- 4 1級技術者の格付要件については、「県工事発注にかかる格付けのための技術者要件」調査により、認定基準日（毎年11月1日）の半年前から継続して雇用関係にあるとして認定を受けたものとする。

(経常建設共同企業体の取扱い)

第4条 経常建設共同企業体の取扱いは前2条に準じて行う。ただし、この場合における総合点は次の各項に定めるとおりとする。

- 2 経営事項評価点数の算定は、建設業法第27条の23第3項に基づく平成20年国土交通省告示第85号（平成20年1月31日）及び「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国土交

通省国総建第269号)に準じて行うものとし、各審査項目については次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び利益額のそれぞれの合計を用いて行うものとする。
 - (2) 経営状況は、各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。(小数点以下四捨五入)
 - (3) 技術力は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の年間平均元請完成工事高及び技術職員数値のそれぞれの合計を用いて行うものとする。
 - (4) その他の審査項目(社会性)は、各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。(小数点以下四捨五入)
- 3 技術等評価点数の算定は、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 工事成績は各構成員の平均値(工事成績のない構成員は、65点と扱う)とする。
 - (2) 資格(指名)停止期間は各構成員の停止期間の合計を用いて行うものとする。
 - (3) 環境マネジメントシステム導入による点数又は品質管理マネジメントシステム導入による点数は、各構成員の平均値を用いて行うものとする。
 - (4) 契約後VE制度提案採用件数による点数は、各構成員の平均値を用いて行うものとする。
- 4 1級技術者の格付け要件における技術者数等の算定は、「県工事発注にかかる格付けのための技術者要件」調査により認定された各構成員の人数の合計を用いて行うものとする。

(新規入札参加資格者等の取扱い)

第5条 新規に入札参加資格者となったもの(工事の業種追加を含む。)があるときは、その都度第3条第1項及び第2項を適用する。ただし、対象となる業種の経営事項審査を第3条第2項の期間内の審査基準日で受審していない者でかつ申請が経営事項審査の有効期限内である者の経営事項評価点数は最低点(1点)として取り扱うものとする。

- 2 合併、分割及び建設業の譲受(以下「合併等」という。)を行った法人で、通知(「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第309号、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第313号及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第311号)の規定に基づく経営事項審査を第3条第2項に規定する期間以降に受審した法人にあっては、当該法人の格付けにかかる審査基準日は合併等の期日とする。
- 3 合併等を行った法人の格付けに係る技術等評価点数及び技術者数等の算定は、前条第3項及び第4項に準じて行うものとする。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年

法律第225号)の規定に基づく手続き開始又は手続き開始の申し立てがなされている場合で、通知(「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて」平成12年6月1日建設省経建発第111号)の規定に基づき経営事項審査を受審したのち、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査の認定を受けた場合にあっては、当該法人等の審査基準日は、第3条第2項の規定にかかわらず経営事項審査で認定する審査基準日とする。

(発注標準の策定)

第6条 発注標準の策定は三重県公共事業総合推進本部において行う。

(発注標準の有効期間)

第7条 発注標準は原則として毎年策定するものとし、その有効期間は発注標準の施行された日から次期発注標準の施行される日の前日までとする。ただし、次期発注標準の有効期間前に、当期発注標準による区分、総合点又は経営事項評価点数を入札参加要件として公告(又は指名)を行った案件への入札参加者については、当該対象案件が落札決定されるまで有効とする。

(発注標準の公表等)

第8条 発注標準は公表するものとする。

- 2 この要領で策定された入札参加資格者の総合点、区分等については、入札参加資格者に通知するとともに公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成8年4月15日から施行する。
- 2 三重県建設工事入札指名資格者格付要領(昭和56年度制定)は廃止する。

附 則

この要領は平成10年4月14日から施行する。

附 則

この要領は平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年6月1日から施行する。ただし、ISO14001の認証取得関係は、平成14年10月1日からの施行とする。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成16年6月1日から施行する。

- 附 則
この要領は平成17年6月1日から施行する。
- 附 則
この要領は平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は平成20年6月1日から施行する。
- 附 則
この要領は平成21年6月1日から施行する。
- 附 則
この要領は平成22年6月1日から施行する。
- 附 則
この要領は平成27年6月1日から施行する。